

2023年5月15日

株式交付に係る事前開示書類の変更事項
(会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2第7号に基づく
変更後の事項の開示)

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

当社は、2023年4月19日付で作成した株式交付計画書に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、Why株式会社（以下「Why」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うこととし、本株式交付に関し、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2第7号の規定に基づき、以下のとおり変更いたします。

記

1. 2023年5月15日、Whyの取締役により、2023年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、Whyを消滅会社とする吸収合併が承認されましたので、「5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第213条の2第4号）の（3）成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」に関して、「別紙4」の内容を次のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております）。

【変更前】

別紙4 株式交付子会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

Whyは、2021年4月26日の成立後、以下のとおり株式を発行しております。

(後略)

【変更後】

別紙 4 株式交付子会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① Why は、2021 年 4 月 26 日の成立後、以下のとおり株式を発行しております。

(中略)

② 吸収合併契約の締結

Why は、2023 年 5 月 15 日付で、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社、Why を消滅会社とする吸収合併をすることを決定し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約の概要は、別紙 5 をご参照ください。

2. 2023 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社、Why を消滅会社とする吸収合併を承認いたしましたので、「6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）」の内容を次のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております）。

【変更前】

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

【変更後】

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

当社は、2023 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社、Why を消滅会社とする吸収合併をすることを決

議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約の概要は、別紙5をご参照ください。

吸収合併契約書

フリー株式会社（以下「甲」という。）と Why 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併をする会社の商号及び住所）

第 2 条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：フリー株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Why 株式会社

住所：東京都渋谷区松濤 1-28-2

（効力発生日）

第 3 条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 7 月 1 日とする。但し、本合併の手の続の進行に依じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することができる。

（効力発生の条件）

第 4 条 本合併は、効力発生日の到来時点において、甲が定める 2023 年 4 月 19 日付「株式交付計画書」に基づく株式交付の効力が発生し、乙が甲の特別支配会社となっていることを条件として、その効力を生じる。

（合併対価）

第 5 条 甲は、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

(資本金及び準備金の額)

第6条 甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

(合併承認決議)

第7条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

(権利義務の承継)

第8条 乙は、効力発生日前日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理)

第9条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第10条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

以上、本契約の成立の証として、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2023年5月15日

甲：東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

乙：東京都渋谷区松濤 1-28-2
Why 株式会社
代表取締役 石橋 尚也